広報 あかいけ

発行所　赤池町役場　　編集　総務課 文書広報係　　No.137号

町の人口
（1月末日現在）

総人口	8，908人
男	4，176人
女	4，732人
世帯数	2，671世帯

とじて保存して下さい。

春の交通安全運動が始まる

気候も春らしくなり交通事故も日に日に増加する気候となり皆さんも充分に気をつけましょう。

四月六日（金）から四月十五日（日）までの十日間交通安全運動の日です皆こぞって交通事故をなくしましょう。

交通事故を起せば家族、親類が不幸になり日々が暗くなります。

他人の不幸は我が不幸につながります。事故は特に気をつけましょう。

※　交通安全運動の重点目標は、歩行者事故特に新入学児童及び幼児の事故防止です

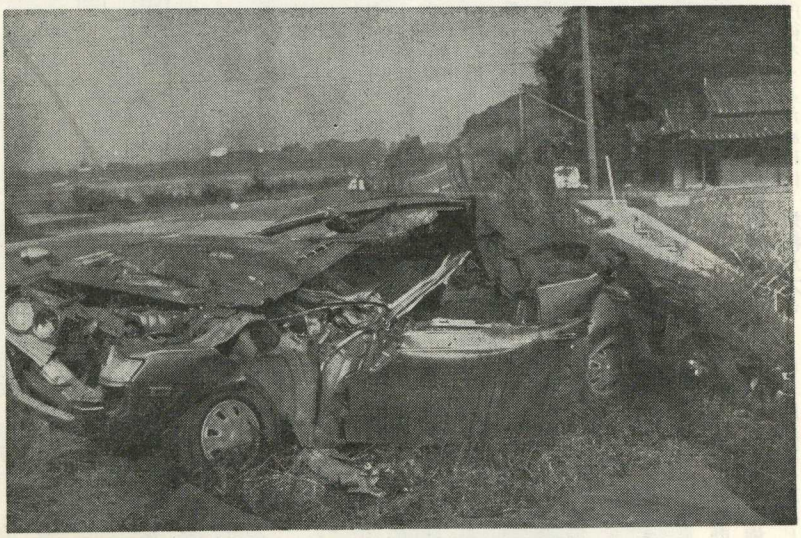

春の交通安全運動の実施について

期間　四月六日（金）から四月十五日（日）までの十日間

重点目標　歩行者事故とくに新入学児童および幼児の事故防止

※こどもと老人の死亡事故が増加しています。

特徴（昭和四十八年二月五日現在）こどもの場合死者はすべて幼児自宅から百メートル以内五四％とびだし三人　車の直前直後横断四人　横断歩道上一人

火曜日と土曜日が多い

老人の場合六十代が五七％を占めている。

歩行中（自転車乗車中を含む）十三人

（昭和48年2月5日現在）

区分		全死者数	こども（15才以下）	老人（60才以上）
昭和47年		570 (100%)	61 (10.7%)	143 (25.1%)
同期対比	48年	64 (100)	13 (20.3)	16 (25)
	47年	67 (100)	8 (11.9)	13 (19.4)
	増減	－3 (4.5)	＋5 (62.5)	＋3 (23.1)

（(2)頁へつづく）

昭和四十八年度策定

町農業振興基本計画

〃農業振興制度について〃

「農業振興地域の整備に関する法律」が、昭和四十四年九月二十七日から施行になりました。

これを一般に、「農振法」とよんでいます。

また、農業振興地域制度ともいっています。

この法律は、農業地域の計画的整備を行なおうとするものであるところから、農業側の領土宣言ともいわれています。

この制度は、ごく簡単にいえば領土宣言として、今後相当の期間にわたって農業を振興する地域を明示すると同時に、この地域が、規模が大きく生産性の高い近代的な農業を行なうための、土地基盤の整備、農地保有の合理化、農業近代化施設の整備など、十分備えるように、すべての農業振興に関する施策を、総合的に推進しようとするもので、地域農業の施策について、大わくを定める、いわば農業振興の基本計画策定事業です。

この法律に基づき、赤池町は、昭和四十八年度内において、おおよそ十年後を見通した基本計面を策定することになりました。

今後は、この計画により本町の農業の振興を計っていくことになります。

経済の急激な高度成長のために住宅、工場、その他の施設により〃優良な農地〃が無秩序につぶされ、農作業の非能率化や、土地利用度の低下、または公害など、農業にとって好ましくない問題が、農村にも波及してきています。

このことは、農地の基盤整備をはじめ、農業の健全な発展にとって、障害となるばかりでなく、農村の環境整備のうえからも、好ましくない現象です。

ところで、農家が他産業なみの所得をうるためには、規模が大きな農業経営を育成する必要があります。

このためには、まず今後将来にわたって、農業振興をはかる地域をあきらかにし、土地利用の計画化と、農業近代化のための諸条件を強力に整備し、魅力ある農業地域を作りあげる対策が必要となったわけです。

従って、この制度は、農業地域の計画的整備をすすめるうえから次のようなことを、〃ねらい〃としています。

1 農業以外の土地利用との調整を図ったうえで、優良な農業用地を確保する。

2 今後将来にわたっての、農業上の土地利用の計画化を図る。

3 地域の条件に応じた総合的な農業の地域計画を樹立し、実施する。

4 地域の総合的計画達成のために、国の農業施策を、総合的、計画的かつ集中的に実施する。

5 農業地域における生活環境施設の整備促進に努める。

また、この制度では、農用地利用計画にそって、土地の利用がされるように、町長の勧告、農地等の転用の制限、農業委員会による農地等の権利取得のあっせん等の措置があります。

さらに、国の補助、融資事業が重点、集中的に実施されるとともに、農用地を譲渡した場合等に税制上の優遇措置を受けられるようになっています。

これをうらがえしていえば、農業振興地域で、整備計面をたて、その計画に基づいた事業でなければ、今後、国の補助を受けて実施することができないということです。

本町は、農業振興の基盤となるべき農用地の確保、農業基盤整備の計画、農業構造の改善の推進をはかるため『農業地区域』を定めその区域内の農用地を、さらに田、畑、樹園地、採草放牧地、混牧林地の五つに区分し、用途に応じた効率的な振興計画を樹立するため、一筆ごとに個々の、土地利用の調査しなければなりません。

この基本計画の作成と達成をはかるため、昨年八月三十日、本町に、農業振興地域整備促進協議会（会長池田勝）を設置しました。

委員は、町議会議員、農業委員、農業協同組合理事、農業共済組合理事、各農業部会長、農業改良普及所など、三十一名より構成されています。

将来、本町の農業振興の指針となる。この制度について、部落懇談会等を開催しご説明申し上げますので、皆様のご理解とご協力をお願い致します。

尚詳細について役場産業振興課へ、お問い合せ下さい。

（1)頁より）

※ 母親として守らなければならないこと

こどもづれで歩くときはこどもの巡手を右手でしっかり握り道路の右側端にこどもが位置するように歩きましょう。

こどもづれで交通ひんぱんな場所での立話しはやめましょう。

道路の反対側にいるこどもには声をかけないようにしましょう。

※車はすぐには正まれない。

時速	K 30	K 40	K 50	K 60	K 80
1秒間に走る距離	m 9	m 11	m 14	m 17	m 22
停止距離	m 10.4	m 16.5	m 23.9	m 32.9	m 54.7

◉老人の指導

道路は右側を歩くように指導しましょう。

道路を横断するときは、左右の安全をたしかめて、車のすぐ前やうしろからの横断はしないように指導しましょう。

自転車は、疲れているときや、酒を飲んでいるときは、乗らないよに指導しましょう。

（こどもはとびだしてきます）

お母さん自身が、交通ルールを無視した行動をとらないようにしましょう。

家庭において、運転者には、酒をださないようにしましょう。

◉ こどもの指導

遊びに夢中になっていると、目の前に車が現われても気づかないものです。道路では遊ばせないようにしましょう。

車はスピードに関係なくいつでもとまると思っています。車のすぐ前やうしろからのとび出しをしないように指導しましょう。

第二回「青年の船」に参加して

赤池町公民館勤務　宮崎春美

第二回「福岡県青年の船」の団員として一月十三日から約二週間の日程で、フィリピン共和国、沖縄県を訪問してまいりました。

日本の国から離れ自分の目でフイリピンという国を見聞き、肌で感じた事を、この紙上を借りまして帰郷報告させていただきます。

一月十三日午後一時、見送りのテープが、乱れ飛ぶ博多港を後に我々三百九名の青年の夢と希望を乗せ、南国の島フイリピンへ向けて出航いたしました。

博多港を出て四日目（十七日）まちに待ったマニラ港へ入航、日本の夏を思わせる南国の太陽が照りつける中を現地青年が、波止場まで、日本の「世界の国から今日は」、「さくらさくら」などの歌を唱って歓迎してくれました。

フイリピンでの上陸活動は、二泊三日とたいへん短い時間でしたが、私にとって貴重な体験であった。

日本と同じ戦争で、はげしい打撃を受け、戦後急速に経済は回復したとは言え、わが国から比べるとあまりにも貧富の差がはげしく全体的に生活水準は低く（日本の七分の一）産業、教育、文化と比べものにならないほど遅れています。

しかし、陽気で明るい人間性という点では、我々日本人は大いに学ぶべきものが、あるのではないかと思った。

又現地青年との交歓会で、ことばも生活環境も違う者同志が、二時間ばかりの短い時間であったがお互いにとけあった、あの時の光景を思い出して見るとたいへん楽しいひとときでした。

十九日午後五時、多くの思い出を残しマニラ港を後に沖縄でも上陸活動は、一泊二日とたいへん強行スケジュールであったが、いろいろ感えさせられる事がありました。

太平洋戦争の激戦地で、あったと言われる、ひめゆりの塔沖縄師範健児の塔、摩文仁の丘に建られた、れいめいの塔など、南戦跡をガイドさんの話しを聞き見て実際に戦争の経験のない我々若者が、どのように感じ受け止めたのであろうか、ほとんどの人が、二度と戦争をくり返しては、ならないと心に思ったことであろう。

又沖縄が本土に復帰したとは言えまだ多くの問題を残しているようである。

バスの中から見る風景、どこを見ても高い金網で作られたヘイの中に米軍の住宅、弾薬倉庫、拡大な嘉手納飛行場その基地の中で、戦後二十数年間アメリカの支配下に置かれ戦争の恐怖と基地の害に身体と精神を侵かされながらも生活の苦しさと、きびしさに耐えながら祖国復帰を願って血と汗の戦を続けてきた百万沖縄県民の強い忍耐力、生命力の強さを感じた。

この沖縄県に残された多くの問題をただ単に沖縄県民だけの問題としてでなく、我々日本国民全体の問題として感えていかねばならない問題であろう。

そして一日も早くほんとうに基地のない安心した生活が、出来るようになってもらいたいものです。

最後に、この「青年の船」での研修で学び取得したことを今後仕事、青年活動に大いに生かしていくつもりです。

救急車出動範囲について

最近救急出動の要請をされる方の中に、いわゆる緊急性のない傷病者でも救急車を要請する事例が増加する傾向にありますので住民の皆様のご協力をお願いします。

(1) 災害による事故

集団事故及び交通事故

(3) 災害に準ずる事故で（屋内におきた事故で、傷病者を医療機関その他の場所に迅速に搬送するため適当な手段がない場合）

赤池町役場案内（その三）

今回は収入役室と直接住民と関係の深い税務課を御案内いたします。

収入役室は役場内の収入、支出を取扱っています。

税務課は賦課係（税をかける）と徴収係（税を徴収する）の二つの係があります。

税務課と聞くと住民の皆さんはいやな顔をする方が多いと思います。

収入役室

収入役

会計係長

係

税務課

課長

賦課係長 — 係

徴収係長 — 係

税務課は町財政上非常に重要な役割を持っています。

皆さんも納税に協力して下さい。滞納されている方は早く納税する様お願いします。

収入役室

収入役　太田達彦

会計係長　三輪光枝

仕事の内容

会計係

現金の出納および保管に関すること

税務課

税務課長　世良　英治

徴収係長　安永　正和

賦課係長　長谷川　浹

仕事の内容は

賦課係

町税賦課に関すること

町税調査に関すること

土地台帳名簿帳、家屋台帳整理に関すること

固定資産評価に関すること

固定資産評価審査委員会に関すること

町税過誤納還付に関すること

町税異議申立に関すること

所得資産証明に関すること

徴収係

町税徴収に関すること

国民健康保険税の徴収に関すること

国民年金納付に関すること

学校給食費徴収に関すること

水道料金の徴収に関すること

住宅使用料の徴収に関すること

住宅改修資金貸付金徴収に関すること

町税、国民健康保険および税外収入の証明に関すること

納税組合および納付団体の運営指導に関すること

納税納付料金の奨励金に関すること

収納金過誤納還付に関すること

献血実施について

献血は平素健康な人が自分の血液を全く無償でお互いのために、血液センターに出し合い輸血に供するので、相互扶助ができるのです。つまり自分の献血した血液が人を助けると共に自分にもし血液が必要となったときは、健康な人の血液が自分を守ってくれます。

献血出来る人

◇年令　満16才～満64才

◇体重　男45kg以上の方
　　女40kg以上の方

◇血圧　一〇〇㎜～二〇〇㎜までの人

一、日時　3月28日（水）
　　午前10時～午后3時

一、場所　赤池町公民館横

赤池町飼い犬取締条例施行規則

（薬物による野犬捕獲方法）

第八条　条例第九条の規定により薬物による捕獲は、道路、空地、広場、提防、その他適当な地表に薬物を肉類等で包んだえさをおきそれが薬物による野犬捕獲のためのえさである旨をえさごとに表示して行なうものとする。

2　町長は、狂犬病予防法（昭和二十五年法律第百四十七号。以下「法」という。）第三条に規定する狂犬病予防員及び町史員をしてえさの置かれた場所を巡視させ、かつ、捕獲実施の時間（日没から日の出まで）が経過する前にえさを回収させるものとする。

（薬物による野犬捕獲の周知）

第九条　町長は、条例第九条の規定により薬物を使用して野犬の捕獲をしようとするときは、あらかじめその区域、期間及び時間、薬用品の種類並びにえさの状態について次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

一、捕獲開始の日の三日前までに告示すること。

二、捕獲を行なう区域内及びその近辺で公衆の見やすい場所に捕獲終了の日まで必要な事項を掲示すること。

附　則

（施行期日）

この規則は、昭和四十四年四月一日から施行する。

以上をもちまして赤池町飼い犬取締条例並びに施行規則の掲載を終らせていただきます

尚、詳細につきましては役場民生課衛生係までお問い合せ下さい。

電話番号の変更について

先月号でお知らせしていました尿業者の電話番号が変更したのでお知らせします。

し尿業者

森　業者　金田局②〇四九〇が金田局②一〇五四に電話番号が変更しました。

毎月一日は防火の日となりましたので、火災の発生に気をつけましょう。

議会だより

町議会事務局

昭和四十八年、第一回町議会（二月臨時会）が、二月二十日開かれ、町長提出議案七件、請願二件、陳情一件を議題とし、請願一件を除き、それぞれ原案どおり可決いたしました。

議案及び請願は次のとおりです。

◎昭和四十七年度赤池町一般会計補正予算

補正額　四百七十万円

総　額　十一億六百四十六万円

◎赤池町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について。

老人医療公費負担制度が、老人福祉法の改正により、国の補助事業となったための条例の改正。

◎工事請負契約の締結

昭和四十七年度過疎対策事業（石松～新町線改良および簡易舗装工事）

着工　昭和四十八年二月一日

完成　昭和四十八年三月三十一日

赤池町上野生活館新築工事。

着工　昭和四十八月一月三十日

完工　昭和四十八年三月三十一日

◎土地処分について

場所　赤池町大字市場字吉ケ浦（区有財産）

地目　山林、原野

面積　十一万五千十二平方米（参万四千八百五十二坪）の内処分する面積五万八千六百五十二平方米（一万七千七百四十三坪）

処分価格　七百四十九万千八百円也

買受ける相手方

財団法人赤池町開発公社

七区八区の区有財産であるが、工場団地並に、じん芥処理場建設用地として先行取得するもの

◎田川郡町村公平委員会委員選任について。

選任委員住所氏名

田川郡香春町大字香春

江本淡也（えもとたんや）

（大正八年二月二十六日生）

◎赤池町教育委員会委員選任について

現教育委員山尾氏が、二月二十八日任期満了となるため。

選任委員住所氏名

赤池町大字赤池四三二

山尾繁夫（やまおしげお）

（大正元年二月二十八日生）

◎寄附採納について

赤池町立病院施設備品としての寄附

物　件、屋外時計一式

寄贈者住所氏名

嘉穂郡庄内町有安栗崎

東筑ヤクルト販売株式会社

◎赤池町における教育条件整備及び教職員増員措置に関する請願

請願紹介議員

山下次男、池田勝、小松千太郎

請願の主旨を了として採択。

◎高尾浴場存続に関する請願

請願紹介議員

山下次男、池田勝

厚生常任委員会に付託厚生委員長（十時寿）より、議長（井上牛之助）宛閉会中の継続審査の申し出が提出され、現在継続審査中

◎赤池町における教育条件に関する陳情

陳情の主旨を了として採択。

出席議員　十五名

欠席議員　三名

今回議会において議会傍聴願があり、前谷シズエさん外二十六名が、会議の傍聴をされました。

町議会の組織・構成

先月号で、議会全般的な組織について、掲載していましたが、では、赤池町ではどのような組織・構成になっているか、各表にて照会しましょう。

◉議会の組織・構成に関する調

1、人口

45年国調A	48.1.1住民基本台帳人口B	増減数 B－A＝C	増減率 C/A
8.770人	8.897人	127	1.4%

2、定数・任期

法定数（45年国調）	現議員 条例定数	現在数	欠員	現議員任期
22人	18人	18人	0人	46.4.30から50.4.29まで

3、所属党派別議員数

区分	無所属	自民党	社会党	公明党	民社党	共産党	合計
男	17					1	18人
女							
計	17人					1人	18人

4、在職年数別議員数

4年以下	4年をこえ8年以下	8年をこえ12年以下	12年をこえ16年以下	16年をこえ20年以下	20年をこえ24年以下	24年をこえるもの	合計
5人	3人	5人	2人	1人	2人	0人	18人

5、常任委員会構成（委員会条例）

設置数	名称と委員定数		委員任期
3委員会	総務常任委員会	6人	4年
	厚生常任委員会	6人	
	産業建設常任委員会	6人	

6、特別委員会（47.1.1～47.12.31）

名称と委員定数	
病院対策特別委員会	6人
上野橋架設促進特別委員会	6人
総合計画促進特別委員会	6人

7、年令別議員数

区分	40～49才	50～59才	60～69才	70才以上	合計	平均年令	最年長	最年少
男	4	5	7	2	18	59.4	78	41
女								
計	4人	5人	7人	2人	18人	59.4才	78才	41才

8、職業別議員数

農林業	商業	工業	運輸通信業	団体役職員	無職	合計
9人	2人	2人	1人	1人	3人	18人

9、議会事務局

設置年月日　昭和45年10月1日設置

職員数　事務局長1人 吏員1人 計2人

青少年非行防止

（その六）

青少年の非行が生じてその対策を講じることより、それ以前の問題、非行が生じない様に父兄も、学校側もかつ、周囲の人達が温かく又、厳しく青少年を非行に走らない様にすることこそ明るい家庭明るい赤池町があるのではないでしょうか。

非行状態が次の表に示されているように膨大な数字を示しているのは何処か。

それは理くつではわかっているが関心の度合が薄いということです。

住民の皆さん一致協力、連帯性を充分考慮にいれて青少年の非行防止に御協力下さいますようお願いします。

筑豊は人員が少ない様ですが過疎の居住性を考えると決して少ないとは思われません。むしろ多いのです。

（表その1）行為別

行為別	件数
喫煙	3.859
シンナー ボンド遊び	3.044
怠学	2.756
夜遊び	1.848
不良交友	1.068
不完全娯楽	926
家出	710
不純異性交遊	401
その他	1.750
計	16.362

（その二）学取別

種別	学職別	件数
生徒児童 小学生		814
生徒児童 中学生		3.304
生徒児童 高校生		7.414
生徒児童 その他学生		475
一般少年 有職		2.254
一般少年 無職		2.101
計		16.362

（その三）地域別

地区別	件数
福岡	5.060
北九州	5.100
筑豊	2.840
筑後	3.362
計	16.362

行為別にみると喫煙が最も多くシンナー、ボンド遊びが続いています。

青少年非行防止は広報に掲載されて六回目です。

これをもって一応終らせていただきますが、可愛い子供です。

非行への誘いは時と場所を問わずまちかまえています。

住民の温かい心と才で非行防止に御協力下さいますよう重ねてお願いします。

赤池町体育振興協会より協力依頼について

町体育振興協会では、住民の皆さんが健康で、明るい家庭で明るい町づくりにつながる一環としていつでもどこでも気軽に参加出来る町民スポーツを育成すべく懸命に取り組んでいます。

町民一人一人の体協にするため体協の立て直しを図る体制の研究にも着手しています。

今後とも町体育振興協会への御指導御便撻と御協力を住民の皆様にお願いいたします。

郵便局だより

郵便局でもお金が借りられます。

昭和四十八年一月から郵便貯金を御利用のお客様が予期しない、お金が急にしかも、短期間必要になったとき不利な条件で貯金をおろさずにすむよう郵便貯金を担保にして、簡単な手続きで即座に御用立てをいたします。

一時的に必要なお金を借りた方がずっとお得です。

貸付制度のあらまし

△ 貸付けの担保
定額貯金、積立貯金

△ 貸付金額
担保にする貯金の元利合計額の九十％以内
最高十万円

△ 貸付期間
最高六ケ月

△ 貸付利率
年三、二五％～六、二五％（貯金の種類と預入時期によって違います）

△ 申込方法
貯金証書又は通帳と印鑑をお持して、郵便局窓口で御申込み下さい。

赤池郵便局長

緒方句狂秀句鑑賞（二）

下田水心子

句狂の句の中には、杖の句が多い、当然ながら盲と杖は一体であり物を探るにも、歩くにも常に放すことはできないものである。

○我が杖も春待つものの一つかな
○春泥を行きなやみたる杖を突き
○夕雲雀杖の歩みのもつれそめ
○春立つと杖を拭へばつややかに
○風花に追はるる杖の吾が歩み

第一句　暦で立春は二月四、五日頃である、誰もが、あたたかい日を待ち望んでいる、自分も春を持っている一人である。

その自分の一部である杖も春の来るのを待ち望んでいるのである長い冬籠に倦んでいる杖に春よ来い来いと云ってやりたいようだ。

第二句　春の野山は凍解でやわらかく、又、道も同じである。

よくぬかるみの道に出合うことがある。歩いて来ると、その泥の道に行詰った、杖の先でさぐって見ると、渉れそうもない。

困惑している表情が、下五「杖を突き」で見事に表現されている。

第三句　朝から吟行にでも出かけた時であろう。

普通の人の様に自由に散策することが出来ない、杖をまさぐり、人の手借りての一日で楽しい日でもあったが、非常に疲れた日でもあった。

夕雲雀の啼く頃の杖の足どりも重く、時にはもつれもした、夕雲雀であるがために、その人の哀愁が素直に出ていると思う。

第四句　待ちに待った立春である。

これから日一日と暖くなって来ると思えばじっとしておれない、玄関に冬の間あまり出歩くことのなかった杖がほこりをかぶっまゝである。

取りあげて拭くと生きものゝようなつややかな感触が肌に伝ってくる、春は萬象が動きはじめる季節である。つやつや光る杖もまた生きて来たのである。

第五句　風花（かざはな）と読み晴天にちらほら降ってくる雪、風に舞う雪片を言うのである。

歩いていると、風花が顔や手に肩や頭に時折りふりかゝる、この風花を歩く自分の姿、おのずから定まった様な杖の歩調を追いかけるように雪片が舞う、晴れていても風はまだ冷たく、やりきれない杖の歩みが風花中でどうのめいているようだ。

青少年の非行防止の一端として子供と父兄の集を催す

県営伏原の青空子供会が三月三日（土）午後六時より父兄同伴で集会場に於てひなまつりを催し楽しいひとときを過しました。

青少年の非行防止が呼ばれている今日、このような催しを多くも子供達と話し合える機会を持つ事によって非行防止をすることが出来るものだと思います。

しかし父兄はその様な事はわかっているがなか〳〵実行しようとしないのが現実であります。

子供会、青年の集にはなるだけ多く出席させ健全な明るい子供に成長させようではありませんか。

三月定例町議会開催

三月定例町議会が三月十五日（木）午前九時から開催されました。本年度予算は、社会福祉を重点に置かれています。国の政策も老人福祉を重点に置かれ、赤池町も本年度中に町民会館を建設する予定です。基本計画も進み実施計画の途にあります。本年度は、いままでにない充実された予算が組まれています。詳細については次号で掲載します。

監査委員には どんな人が選ばれるか

地方公共団体には条例を定め監査委員を置かねばなりません。

監査委員は条例で二名となっています。

一名は町議会議員より任期は在任期間となっています。

一名は学識経験者より、任期は三年となっています。

監査委員の主な仕事は財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査することです。

赤池町では毎月一回月例出納監査を行なっています。

毎年一回庁内全般（学校、病院、老人ホーム、その他）に亘って事務監査を実施し三月の定例議会で監査の結果を詳細に報告します。

予算の決算報告は十二月の定例議会において決算報告します。

尚監査委員は、必要があると認めたときはいつでも規定に基いて監査できるようになっています。

俳句

赤池公民館句会

選者　ホトトギス同人　白石天甾翁

寒木瓜の花不揃いにとびとびに　水心子

山寺の四温につつじ返り咲き　春翁

冬雲の峯にはりつき動かざる　青甫

あたたかき大寒の雨降りつづく　よし子

竹刀振る歩幅正確寒稽古　駒女

時報今凍てし夜空に消ゆるかな　昭女

鉦冴ゆる朝の念誦の一打二打　たかし

南天に寒の雨降り出しにけり　かねよし

干拓の辺の鶴の墓小さかり　桜坊

案じたる程でもなかりみかんむく　一歩

選者吟

谷川の水音寒き夜道かな

三種混合予防接種の日程の変更について

2月の町広報でお知らせしていました三種混合予防接種は、次の日程に変更しました。

変更前　3月22日
変更後　3月23日

狂犬病予防注射

4月2日
草場公民館　9・30～10・00
老人ホーム　10・30～12・00
上野小学校　13・30～15・30

4月3日
八区公民館　10・00～12・00
赤池商事前　13・30～15・30

4月4日
赤池町役場　10・00～12・00
13・30～15・30

注射代　二〇〇円
鑑札登録代　三〇〇円

犬を飼っている家庭は必ず予防注射をする様お願いします。

母子栄養強化のために必要な食品の申し込みについて

幼児が健かに成長しかつ、育てられる事の基礎である母性の保護及び乳幼児の健康保持増進の役割の一つである栄養の改善については従来必ずしも充分とは認めがたい状況であるからこれを強化し母子保健法が公布され母性並びに乳幼児の健康保持増進を図るため母子栄養食品（紛末ミルク）を支給しています。

(1)支給対象者

母子栄養食品の支給を受けることが出来る者は、次に掲げる世帯（妊産婦又は乳幼児と現在生計を一つにしている世帯）に属する妊産婦又は乳幼児とする。

(イ)　生活保護法による被保護世帯の妊産婦及び乳幼児

(ロ)　当該年度の市町村民税を非課税及び減免された世帯の妊産婦及び乳幼児

(ハ)　当該年度の市町村民税が均等割の世帯の妊産婦及び乳幼児

(2)支給の期間

(A)　妊産婦

(イ)　妊婦については、支給申請書を受理した日の属する月の翌月初日から支給を開始し、出産した日の属する月の末日までの属する月の翌月初日から三ケ月間とする。

(B)　乳幼児

乳幼児については、出生後満四ケ目の属する月の初日から支給を開始し向う九ケ月間する。

尚、申請書は役場民生課衛生係にありますので、手続その他詳細については係へお問い合せ下さい。

手続をする場合印鑑を御持参下さい。

固定資産課税台帳縦覧

地方税方第四一五条の規定により左記のとおり固定資産課税台帳を関係者の縦覧に供します。

記

一、期日　三月一日より三月二十日まで

一、午前八時三十分より午後四時三十分まで

但し日曜祭日を除きます。

又土曜日は十二時十五分までとする。

一、場所　赤池町役場税務課

注　昭和四十八年度は、固定資産については、三年毎に行なわれる評価替の基準年度に当りますので、土地については評価額が変ります。

又昭和四十七年中（一月一日より十二月三十一日まで）家屋を新築、増改築した人、又は土地を売買した人、旧炭坑地区の方で明治鉱業株式会社より所有権の移転が出来た人は自分の固定資産評価額がどうなっているか、又は固定資産税がいくら課税されるか不安だろうと思います。

そのために関係者に縦覧することが出来るようになっています。

縦覧の際自分の固定資産評価額に異議のある方は、異議の申立をすることが出来ます。

納税期限を守りましょう!!

完納は住民の生活を向上させると共に町財政を豊かにさせる一環にもなります。

国民健康保険証の検認について

今、皆様のお持の国民健康保険証は昭和四十八年三月三十一日までの有効期限となっています。

昭和四十八年四月一日からは検認印の押していない国民健康保険証は使用出来ませんので、役場国民健康保険係で保険証持参のうえ検認される様お願いします。

検認場所
役場国民健康保険係
（窓口番号6）

尚、検認の際、昭和四十八年度国民健康保険税算定資料の昭和四十七年の所得（昭和四十七年一月一日～昭和四十七年十二月三十一日）申告をして下さい。

お礼

一、金一封　藤村トキエ殿
亡夫　鶴吉殿（十二支所）
一、金一封　田口義治殿
亡祖母　キクノ殿（三支所）
一、金一封　前谷義文殿
亡父　要太郎殿（二十支所）
一、金一封　平川アサカ殿
亡母　カキ殿（八支所）
一、金一封　西郷里嘉蔵殿
亡妻　シヲ殿（十一支所）
一、金一封　浜田政子殿
亡夫　留吉殿（十三支所）
一、金一封　吉野ツキエ殿
亡夫　武男殿（十四支所）
一、金一封　渡辺熊人殿
亡妻　キヨノ殿（十四支所）

以上香典返しとして、それぞれ社会福祉協議会へ寄附されました。

心配ごと相談
お気軽に御相談下さい

相談日は毎月十七日まです。

※場所　赤池町公民館
※時間　午前十時～午后三時

尚十七日が日曜日の場合十八日ですお気軽に相談下さい。